

第7期日野町障がい福祉計画 第3期日野町障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度
2024年度～2026年度

令和6年3月
滋賀県日野町

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
第2章 日野町における障がい者の状況	3
1. 障害者手帳所持者数の状況	3
2. 令和5年度に向けた成果目標の状況	4
3. サービス量の状況	7
第3章 計画の基本的な方向性	11
1. 基本理念	11
2. 基本的な視点	11
第4章 令和8年度に向けた成果目標	13
第5章 障がい福祉サービス等の整備目標	22
第6章 サービスの円滑な提供のための取り組み	38
1. 相談支援ネットワークの推進	38
2. ケアマネジメントの仕組みづくり	38
3. サービスの質向上に向けた取り組み	38
4. 利用者の権利擁護	39
第7章 計画の推進体制	41
1. 進行管理体制の確立	41
2. 計画の点検・評価の方策	41
3. 近隣市町等と連携した取り組みの推進	41
資料編	42
1. 日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会の経緯	42
2. 日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会運営規則	43
3. 日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会名簿	45

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

我が国では、様々な障がい者施策の実施や障がい者サービスの提供が行われており、それに関わる多くの法や制度の改正が行われています。

障害のある人が、基本的人権のある個人としてふさわしい、尊厳ある生活を営むことができるよう、そして、障がいのある人もない人もともに地域社会で暮らしていくための困難を取り除くため、必要となる福祉サービスに関わる給付・地域生活支援事業やその他の支援を総合的に行うことを定めた法律である、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障がい福祉計画の根拠法であり、令和4年12月に改正法が公布され、令和6年4月施行と定められています。

また、障がい児福祉計画の根拠法である児童福祉法に関しても、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うために、令和4年6月に改正が行われており、こちらについても同様に令和6年4月の施行が定められています。

日野町においても、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、令和3年3月に策定した「第6期日野町障がい福祉計画（第2期日野町障がい児福祉計画）」において、障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策、成果目標・数値目標の設定等を行い、障害のある人に対する多様なサービス提供体制の確保に向けた取り組みを推進してきました。

この「第6期日野町障がい福祉計画（第2期日野町障がい児福祉計画）」に関して、令和5年度に計画期間が満了となるため、日野町の現状や社会情勢等を踏まえ、次期計画である「第7期日野町障がい福祉計画（第3期日野町障がい児福祉計画）（以下、「本計画という）」の策定を行います。

2. 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

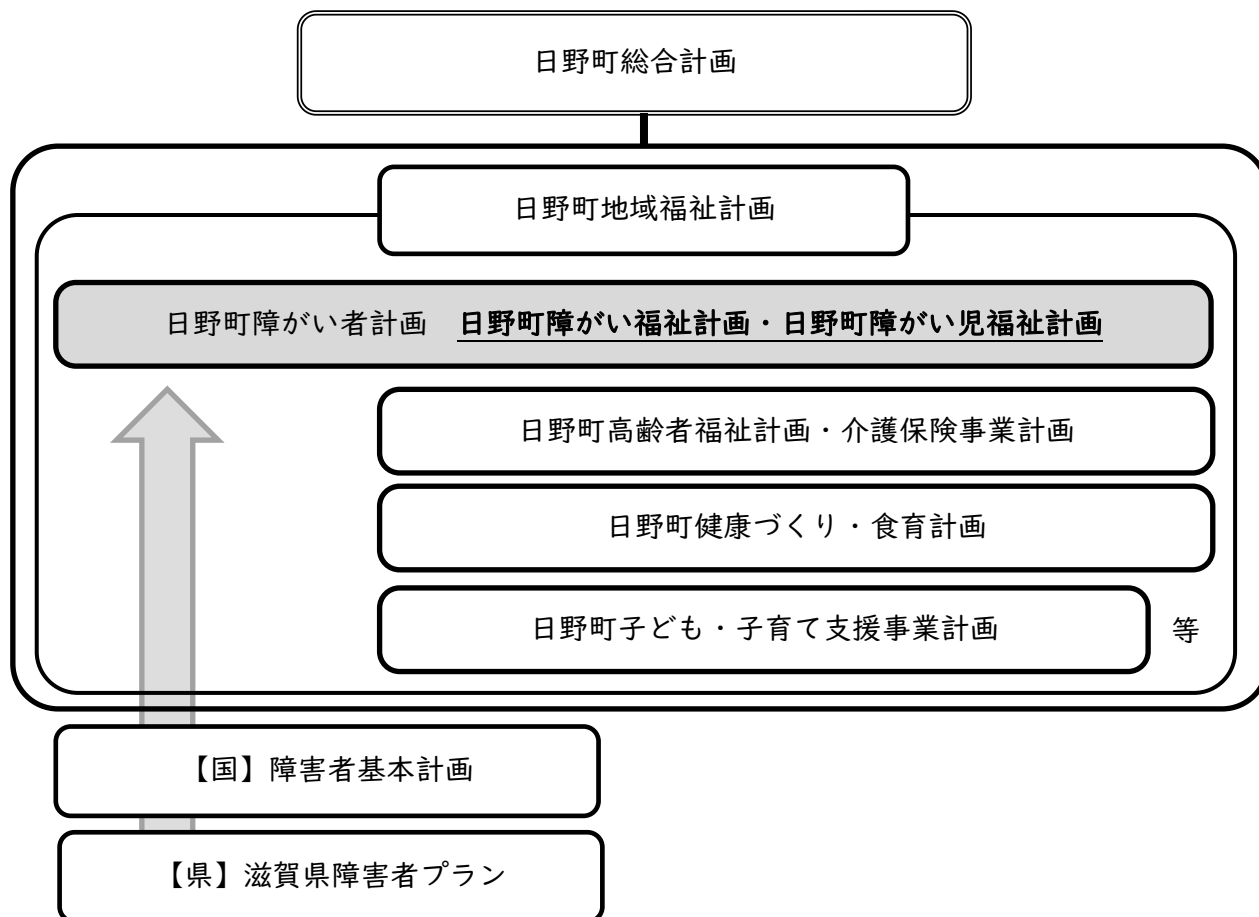
障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、障がい児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたる計画です。それぞれの法で定める、各種障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策、成果目標・数値目標等について定めるものです。

	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	3年間を基本とする	3年間を基本とする
計画内容	障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策、成果目標・数値目標を定める	

(2) 関連計画における位置づけ

本計画は、本町の「日野町総合計画」と「地域福祉計画」を上位計画として、他の福祉計画との整合性を図った計画策定を行います。

また、国の「障害者基本計画」および滋賀県の「滋賀県障害者プラン」を踏まえた策定を行います。



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度～8年度の3年間とします。

国の基本指針および県の指示に基づいて数値目標等を設定し、目標達成に向けた計画的なサービス基盤の整備を図ります。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期障がい者計画						第3期障がい者計画					
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画		第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画					

第2章 日野町における障がい者の状況

1. 障害者手帳所持者数の状況

日野町の障害者手帳所持者数についてみると、令和2年度から4年度にかけて、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数ともに、増減を繰り返して推移しています。

令和2年度と令和4年度で比較すると、身体障害者手帳所持者数については10人減少、療育手帳所持者数については4人増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数については16人増加しており、障害者手帳所持者全体では10人増加となっています。

令和4年度では、身体障害者手帳所持者が864人、療育手帳所持者が292人、精神障害者保健福祉手帳所持者が162人となっており、身体障がいのある人が多くを占めています。

■日野町の障害者手帳所持者数

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減数 (R4-R2)
身体障害者手帳	874	870	864	▲10
1級	213	218	217	4
2級	102	96	100	▲2
3級	138	140	141	3
4級	257	259	254	▲3
5級	111	107	106	▲5
6級	53	50	46	▲7
療育手帳	288	294	292	4
A1 (最重度)	45	45	45	0
A2 (重度)	44	46	43	▲1
B1 (中度)	79	81	81	2
B2 (軽度)	120	122	123	3
精神障害者保健福祉手帳	146	163	162	16
1級	13	13	14	1
2級	99	106	98	▲1
3級	34	44	50	16
合計	1,308	1,327	1,318	10

※市町村別障害者手帳所持者数（滋賀県）

2. 令和5年度に向けた成果目標の状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行

	目標値	実績値	達成状況
令和元年度末時点の施設入所者（A）		17人	-
【目標①】（A）のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人（地域生活移行者）	1人	0人	未
【目標②】令和5年度末時点の見込み人数	17人	14人	達成
【目標③】県外入所者数	0人	0人	達成

(2) 発達障がいのある人に対する支援

	目標値	実績値	達成状況
【目標①】日野町地域生活支援ネットワーク会議の開催回数	2回/年	2回/年	達成
【目標②】先輩保護者との懇談会の開催	随時実施	随時実施	達成
【目標③】支援学級・支援学校卒業生のつどいの場の開催回数	1回/年	0回/年	未
【目標④】就労体験の場の開催	随時実施	随時実施	達成
【目標⑤】サポートファイルの活用促進	随時実施	随時実施	達成

(3) 精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	目標値	実績値	達成状況
【目標①】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置（東近江福祉圏域にて設置）	1か所	0か所	未
【目標②】精神障がいのある人の地域移行支援の利用数（R5）	1人	0人	未
【目標②】精神障がいのある人の地域定着支援の利用数（R5）	1人	0人	未
【目標②】精神障がいのある人の共同生活援助の利用数（R5）	51人	6人	未
【目標②】精神障がいのある人の自立生活援助の利用数（R5）	1人	0人	未

(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	目標値	実績値	達成状況
【目標①】障がいのある人の地域生活支援拠点を整備	1か所	1か所	達成
【目標②】地域生活支援拠点の運用状況の検証の実施	1回以上/年	1回/年	達成

(5) 福祉施設から一般就労への移行

	目標値	実績値	達成状況
【目標①】福祉事業所から一般就労への移行者	2人	2人	達成
うち、就労移行支援事業所から	2人	2人	達成
うち、就労継続支援A型事業所から	0人	0人	-
うち、就労継続支援B型事業所から	0人	0人	-
【目標②】就労定着支援事業利用者数	0人	1人	-
【目標③】就労定着率が8割以上の事業所数	町内に事業所なし		-

(6) 障がい児支援提供体制の整備

	目標値	実績値	達成状況
【目標①】児童発達支援センターの設置	既存機関の連携により対応	既存機関の連携により対応	達成
【目標②】保育所等訪問支援	1か所	1か所	達成
【目標③】重症心身障がい児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	既存事業所での受け入れにより対応	既存事業所での受け入れにより対応	達成
【目標④】医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	既存会議での共有にて対応	既存会議での共有にて対応	達成
【目標④】医療的ケア児のためのコーディネーターの配置	既存機関の連携により対応	既存機関の連携により対応	達成

(7) 相談支援体制の充実・強化

	目標値	実績値	達成状況
【目標①-(1)】総合的・専門的な相談支援機関（基幹相談支援センター）の設置	既存機能の充実により対応	既存機能の充実により対応	達成
【目標①-(2)】総合的・専門的な相談支援の実施	既存機能の充実により対応	既存機能の充実により対応	達成
【目標②-(1)】相談支援事業所への訪問等による専門的な指導・助言の実施	既存体制の中で構築	既存体制の中で構築	達成
【目標②-(2)】相談支援事業者への人材育成支援の実施	適宜実施	適宜実施	達成
【目標②-(3)】相談機関との連携強化	実施	実施	達成

(8) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

	目標値	実績値	達成状況
【目標①】障がい福祉サービス等に係る研修への参加	研修を積極的に活用	研修を積極的に活用	達成
【目標②】障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	結果共有できる場の検討	結果共有できる場の検討	達成

3. サービス量の状況

単位について	時間/月：1か月当たりのサービス提供時間
	人日/月：1か月当たりの延べ提供日数
	人/月：1か月当たりの実利用人数
サービスの詳細については、22ページ以降を参照	

(1) 自立支援給付

※令和5年度実績値については5か月間の実績

①訪問系サービス		実績値			【参考】計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	51	53	53	45	45	46
	時間/月	689	690	730	550	560	570
重度訪問介護	人/月	1	1	3	2	2	2
	時間/月	2	2	18	15	15	15
同行援護	人/月	2	2	1	1	1	1
	時間/月	12	13	12	2	2	2
行動援護	人/月	12	14	16	7	7	8
	時間/月	457	590	737	360	360	370
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	66	70	73	55	60	65
	時間/月	1,160	1,295	1,497	927	937	957

②日中活動系サービス		実績値			【参考】計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	48	47	46	45	47	49
	人日/月	861	845	860	900	940	980
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	21	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	2	3	3	1	1	1
	人日/月	33	46	53	20	20	20
就労移行支援	人/月	3	6	7	2	2	2
	人日/月	40	99	116	30	30	30
就労継続支援（A型）	人/月	9	9	10	7	7	7
	人日/月	179	182	196	145	145	145
就労継続支援（B型）	人/月	95	92	90	95	97	99
	人日/月	1,585	1,580	1,565	1,630	1,660	1,695
就労定着支援事業	人/月	1	1	1	1	1	1
療養介護	人/月	6	9	8	6	6	6

②日中活動系サービス（続き）		実績値			【参考】計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所（福祉型）	人/月	1	2*	3	10	10	10
	人日/月	8	4*	8	55	55	55
短期入所（医療型）	人/月	2	2	2	1	1	1
	人日/月	7	9	10	4	4	4

※「*」印は年度値

③居住系サービス		実績値			【参考】計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	39	40	42	44	51	51
	（定員）	（41）	（46）	（46）	（32）	（39）	（39）
施設入所支援	人/月	14	14	12	17	17	17
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1

④相談支援		実績値			【参考】計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人/年	746	396	407	200	210	220
	人/月	62	33	81	50	53	55
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	1	0	0	1	1	1

(2) 障がい児支援

※令和5年度実績値については5か月間の実績

①障がい児通所支援		実績値			【参考】計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	25	19	23	20	20	20
	人日/月	75	62	76	60	60	60
放課後等デイサービス	人/月	25	25	29	40	40	40
	人日/月	356	356	376	390	390	390
保育所等訪問支援	人/月	0	2	1	2	2	2
	人日/月	0	3	2	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

②障がい児相談支援		実績値			【参考】計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/年	169	120	74	60	60	60
	人/月	14	10	15	30	30	30
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	0

(3) 地域生活支援事業

※令和5年度実績値については8か月間の実績

		実績値			【参考】計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	5	5	5
基幹相談支援センター	有無	無	無	無	無	無	無
相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無

成年後見制度利用支援事業	人/年	5	0	1	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	3	3	2	4	4	4
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件	2	1	3	4	4	4
自立生活支援用具	件	6	0	2	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	2	3	4	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	26	37	5	40	40	40
排泄管理支援用具（年間分）	件	558	619	657	700	700	700
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	1	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人/年	1	2	1	3	3	3
移動支援事業	人/年	26	24	45	23	23	23
	時間/年	475	600	567	350	350	350
地域活動支援センター	か所	2	2	2	2	2	2
日常生活支援							
訪問入浴サービス事業	人/月	3	3	4	5	5	5
日中一時支援事業	人/月	0	0	1	1	1	1
巡回支援専門員整備	有無	有	有	有	有	有	有
社会参加支援							
レクリエーション活動等支援①進学や就労後に、当事者や保護者が集える機会	有無	無	無	無	1	1	1
レクリエーション活動等支援②地域の福祉施設やボランティア団体と連携した事業	有無	無	無	無	1	1	1
レクリエーション活動等支援③不登校や引きこもってしまった方が、自宅以外で安心して過ごせる居場所	有無	無	無	有	有	有	有
点字・声の広報等発行	有無	有	有	有	有	有	有

第3章 計画の基本的な方向性

1. 基本理念

「日野町障がい者計画」の基本理念は「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を基調に、人権尊重に根差した施策の推進により、障がいのある人が社会から排除されることがなく、地域で自立した生活を送り、障がいのない人と共に生きる社会の実現です。

本計画においても、上位計画である「日野町障がい者計画」の基本理念を継承します。

■ノーマライゼーションの理念■

障がい者が、社会の一員として、障がいのない人と平等に生活し活動する社会をめざします。



■リハビリテーションの理念■

すべてのライフステージにおいて、障がいの状況に応じた適切な支援を行い、障がい者の全人的な可能性の追求をめざします。



2. 基本的な視点

(1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいのある人等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるようサービスの充実を図ります。

また、発達障がいのある人や高次脳機能障がいがある人、難病患者等については、給付の対象となっていることの周知を図り、必要な情報提供を行う等の取り組みにより、障がい福祉サービスの活用が促されるようにします。

(3) 地域生活移行や地域生活継続支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組めます。

また、地域資源等の本町の現状等を踏まえながら、地域福祉計画との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の検討も含めた、包括的な支援体制の構築に向けた体制整備を進めます。

(5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもの最善の利益を考慮し、健やかな育成を支援するため、障がい種別に関わらず、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援および障害児相談支援の提供等、地域支援体制の構築を図ります。

また、関係機関が連携し、障がいのある子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の高齢化・障がいの重度化が進む中においても、安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、人材の確保・定着を図る必要があります。

人材の確保・定着に向けて、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、障がい福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化も含めた取り組みの検討を進めます。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取り組み

障がいのある人のニーズを踏まえつつ、障がいのある人による文化芸術活動の推進や視覚障がい者のある人等の読書環境の整備の推進といった、地域における社会参加の促進に向けた支援を行います。

さらに、障がいのある人等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

第4章 令和8年度に向けた成果目標

第7期計画の策定に向けて国から示された基本指針に基づき、令和8年度末までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を以下のとおりに設定します。また、目標設定に際しては、本町や東近江福祉圏域の実情を考慮しながら行いました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

成果目標	①地域生活移行者数
	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行できるよう取り組みます。
	②施設入所者数
	現状の入所者数を超えることがないよう、入所から地域移行への流れをつくります。
	③県外入所者数
	県外施設入所者ゼロを維持します。

成果目標	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者(A)	14人	令和5年3月31日時点の入所者数
【目標①】地域生活移行者数	0人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値(R6~8累積)
【目標②】施設入所者数	14人	令和8年度末時点の見込み人数 ※新規入所も含んで現状維持を目標とする
令和4年度末時点の県外入所者数	0人	令和5年3月31日時点の県外入所者数
【目標③】県外入所者数	0人	令和8年度末時点の見込み人数 ※今後も県外施設入所者を出さないことを目標とする

<目標に向けた重点的な取り組み>

地域での居住の場の整備・充実を図るとともに、自立訓練等の事業を推進し、施設入所・入院から地域生活への移行を促進していきます。また、地域移行等の取り組みによる施設入所定員の空きを、新規入居希望者の受け入れに活用し、施設入所を地域移行へのステップととらえ、居住支援の新たなサイクルを構築します。

なお、現在本町には県外施設へ入所されている方がおられないことから、今後も生まれ育った地域で住み続けていただけるよう施策の充実に取り組んでいきます。

(2) 発達障がいのある人に対する支援

成果目標	①分野を超えた関係機の連携強化
	発達障がいに関わる関係機関（保健・教育・福祉・医療・労働）の分野間の連携強化を図ります。
	②当事者や保護との連携強化
	各種研修や事業の実施において、当事者や保護者から体験談等を聞ける機会を設けます。

成果目標	数値等	考え方
【目標①】日野町地域生活支援ネットワーク会議	2回/年	全体会議と合わせ、部会についても随時開催します。
【目標②】先輩保護者との懇談会	随時	各種研修等で、当事者や先輩保護者からの体験談等を聞ける機会を設けます。
【目標③】支援学級・支援学校卒業生のつどいの場	1回/年	高校や大学等へ進学された方、就労された方が再会できる機会を設けます。 保護者にも参加を呼びかけることで、保護者同士もつながれる場とします。
【目標④】就労体験の場	随時	地域の方と連携し、高校在学中に就労体験ができる機会を設けます。
【目標⑤】サポートファイルの活用促進	随時	家族や保護者等と関係機関が連携・協力し、サポートファイルの利用促進を図ります。

<目標に向けた重点的な取り組み>

乳幼児健康診査において、発達障がいのある子どもを把握し、より早い段階で支援を開始するとともに、保健・教育・福祉・医療・労働および当事者や保護者との連携により適切な支援体制の構築を図ります。

特に、当事者や先輩保護者から体験談を聞くことは、専門家による支援とは別の視点で共感いただけることも多いため、相談会や研修会等で活躍していただく機会を設けるとともに、保護者への負担が大きくなる範囲で、ペアレントメンター等資格の取得についても働きかけていくこととします。

また、進学や就労後にも他者とのコミュニケーションで困りごとのある人たちがいるため、地域と連携し高校在学中の就労体験や、卒業後の集いの場を設定します。

一人ひとりの将来を見通し支援をつなぐため、サポートファイルが有効活用されるように、家族や保護者等だけではなく、行政や教育機関等関係者がサポートファイルの活用について連携・協力し、取り組みを推進します。

(3) 精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標	①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
	令和8年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

成果目標	数値	考え方
令和4年度末時点の協議の場	0か所	令和5年3月31日時点の協議の場
【目標①】協議の場の設置	1か所	東近江福祉圏域の取り組みとして、令和8年度末までに協議の場を設置する

数値目標	数値
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	1回/年
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回/年

数値目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	7人	7人	7人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人

<目標に向けた重点的な取り組み>

医療との連携が必要となる地域包括ケアシステムの構築については、スケールメリットを踏まえ、東近江福祉圏域での取り組みを進めていきます。

町の取り組みとしては、精神障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、月1回、日野町地域ケア会議を開催し、精神障がいのある人の地域生活や、長期入院患者の退院に向けての支援、退院後の支援を協議します。

(4) 地域生活支援の充実

成果目標	①地域生活支援拠点等の整備および運用状況の検証・検討
	地域生活支援拠点を整備し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討します。
	②強度行動障害のある人への支援
	強度行動障害のある人に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

成果目標	数値	考え方
令和4年度末時点の地域生活支援拠点	1か所	令和5年3月31日時点の地域生活支援拠点
【目標値①】地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を整備する。
【目標値②】強度行動障害のある人に対する支援体制の整備	1か所	令和8年度末までに、強度行動障害のある人に対する支援体制を整備する。

数値目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能の充実のためのコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数(年間)	1回/年	1回/年	1回/年

<目標に向けた重点的な取り組み>

障がいの重度化や障がいのある人の高齢化、「親亡き後」に備え、緊急時の相談支援や短期入所の確保、体験の機会を通じた施設からの地域移行、ひとり暮らしを支える体制等を実施できるよう、令和3年度に「社会福祉法人わたおきの里福祉会」を日野町の地域生活支援拠点として登録しました。

今後も日野町の地域生活支援拠点の機能の充実を図るとともに運用状況を検証する場を設けます。

また、強度行動障害のある人に対する支援体制の整備について、東近江福祉圏域等で支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとします。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	①一般就労への移行
	令和8年度の一般就労への移行者数を、令和3年度の1.28倍以上とします。 うち、・就労移行支援事業からの移行者数を、令和3年度の1.31倍以上とします。 うち、・就労継続支援A型からの移行者数を、令和3年度の1.29倍以上とします。 うち、・就労継続支援B型からの移行者数を、令和3年度の1.28倍以上とします。
	令和8年度末の就労移行支援事業所のうち、事業利用後、一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所数を、全体の5割以上とします。
	②就労定着支援事業
	令和8年度の就労定着支援事業利用者数を、令和3年度の1.41倍以上とします。 令和8年度末の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数を、全体の2割5分以上とします。

成果目標		数値	考え方
【目標①-1】一般就労移行者数	R3	2人	令和3・8年度における、一般就労移行者数
	R8	5人	
うち、就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数	R3	2人	令和3・8年度における、就労移行支援事業からの移行者数
	R8	3人	
うち、就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数	R3	0人	令和3・8年度における、就労継続支援A型からの移行者数
	R8	1人	
うち、就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数	R3	0人	令和3・8年度における、就労継続支援B型からの移行者数
	R8	1人	
令和8年度の就労移行支援事業所数(A)		1か所	令和9年3月31日時点の就労移行支援事業所数
【目標値①-2】(A)のうち、事業利用後に一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所数		1か所	(A)のうち、事業利用後に一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所数
令和3年度の就労定着支援事業利用者数		1人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
【目標値②-1】令和8年度の就労定着支援事業利用者数		3人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数
令和8年度末の、就労定着支援事業所数(B)		1か所	令和9年3月31日時点の就労定着支援事業所数
【目標値②-2】(B)のうち、就労定着率7割以上の就労移行支援事業所数		1か所	(B)のうち、就労定着率7割以上の就労移行支援事業所数

<目標に向けた重点的な取り組み>

障がいのある人の就労の場の確保や就労後の職場定着に向けた支援のため、農福連携や資源のリサイクル等も踏まえ、福祉分野に限定することなく関係機関と連携した就労支援を推進するとともに、就労移行支援事業所の利用を促進することで、障がいのある人の一般就労を支援します。

なお、福祉事業所から一般就労への移行については、本人の意欲とともに得意・不得意を見極めるための期間や、本人の特性に応じた訓練等が必要となるため、一般就労に移行するタイミングが重要となります。よって、目標数値は掲げていますが、数値の達成よりも本人に寄り添った支援を優先することとします。

また、一般就労に移行された後についても相談機関等と連携し、就労の継続を応援するとともに、就労後、何年経過していたとしても、本人がつかずいたときや離職せざるを得なくなったときに、相談できる場所や戻れる場所があることも大切な視点として取り組んでいきます。

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標	①児童発達支援センターの設置
	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町または各圏域に少なくとも1か所以上設置します。(設置が難しい場合、同等の機能を有する体制の整備を実施)
	②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
	保育所等訪問支援等を活用し、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。
	③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町または圏域に少なくとも1か所以上確保します。
	④医療的ケア児支援のための協議の場の設置およびコーディネーターの配置
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。	
⑤医療的ケア児等レスパイトサービスの充実	
医療型短期入所事業所を各福祉圏域に1か所以上整備します。	

成果目標	数値等	考え方
【目標値】児童発達支援センターの設置	-	センターを設置するのではなく、既存の関係機関が連携することで対応します。
【目標値】障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	-	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築の検討を進めます。
【目標値】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	-	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置について、東近江福祉圏域等で検討を進めます。
【目標値】主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	令和8年度末における、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数
【目標値】医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	-	既存の協議の場の中で実際に行っている支援を共有することで対応します。
【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	1人	既存の関係機関が連携することで対応します。
【目標値】圏域にて医療型短期入所事業所を整備	-	令和8年度末における、医療型短期入所事業所整備について、東近江福祉圏域等で検討を進めます。

<目標に向けた重点的な取り組み>

障がい児支援の提供体制の整備は、既存の関係機関との連携強化により対応することとし、「日野町地域生活支援ネットワーク会議」を軸に、保健、教育、福祉、医療、労働等の関係機関および手をつなぐ育成会や家族会等との連携を通じて、適切な支援と情報の共有を図り、支援をつないでいくことで、生涯を通じた地域福祉の実施に努めます。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標	①基幹相談支援センターの設置と、地域の相談支援体制の強化
	相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町において、基幹相談支援センターを設置（複数市町による共同設置可）します。 また、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。
	②協議会の機能の実効性向上
	地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に向けた取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

成果目標	数値等	考え方
【目標値①】基幹相談支援センターの設置、相談支援体制の強化	-	基幹相談支援センターの設置について、東近江福祉圏域等で検討を進めます。現在は、既存の障害者相談支援事業の機能を充実させることで対応しています。
【目標値②】地域サービス基盤の開発・改善等に向けた協議会の体制確保	-	東近江地域障害児(者)サービス調整会議や日野町地域生活支援ネットワーク会議において、取り組みを進めており、さらなる充実を図ります。

数値目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	検討	検討	検討
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	-	-	-
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	-	-	-
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	-	-	-
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	-	-	-
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	-	-	-
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	10回	10回	10回
協議会参加事業者数	50者/回	50者/回	50者/回
協議会参加機関数	60機関	60機関	60機関
協議会の専門部会の設置数	8部会	8部会	8部会
協議会の専門部会の実施回数	30回	30回	30回

<目標に向けた重点的な取り組み>

東近江福祉圏域で実施している相談支援の仕組みとともに、「日野町地域生活支援ネットワーク会議」の充実を図り、本町の保健・福祉の窓口や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が連携しながら、きめ細やかな相談支援活動を進めます。

また、町の地域生活支援拠点となる「社会福祉法人わたむきの里福祉会」を中心に、本人や家族、地域のネットワーク等を通じて、社会的・日常的な生活上の困難について、状況把握を行った上で、必要に応じて専門的な関与や緊急の対応等を実施します。

相談支援体制の充実には、相談員の確保、育成や多様な相談の仕組みの充実と連携が重要であることから地域での身近な相談員の活動支援や障がい福祉従事者の技能等を向上するための研修を開催するなど、人材の確保、育成のための支援に努めます。

事業者への専門的な指導・助言では、適切なサービスが提供されるよう、必要に応じて調査や監査等を実施し、サービスの質の向上を図ります。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標	①障がい福祉サービスの質の向上
	令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための体制を構築します。

数値目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無	有	有	有
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無	検討	検討	検討
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	-	-	-

<目標に向けた重点的な取り組み>

障がい福祉サービス等に係る研修受講の機会を確保し、町職員やサービス提供事業者の知識・技能の向上を図ります。また、「東近江圏域障がい児(者)サービス調整会議」において、障がいのある人の支援に関する課題を圏域の関係機関で共有し、解決に努めるとともに、県や東近江福祉圏域の課題については、積極的に提言や要望を行っていきます。

第5章 障がい福祉サービス等の整備目標

令和5年度までの障がい福祉サービスの利用状況に基づき、令和8年度までの各年度におけるサービスの見込み量について推計しました。

単位について	時間/月：1か月当たりのサービス提供時間
	人日/月：1か月当たりの延べ提供日数
	人/月：1か月当たりの実利用人数

(1) 自立支援給付

①訪問系サービス

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	55	56	57
	時間/月	743	756	770
重度訪問介護	人/月	3	3	3
	時間/月	18	18	18
同行援護	人/月	2	2	2
	時間/月	13	13	13
行動援護	人/月	17	18	20
	時間/月	783	829	921
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	77	79	82
	時間/月	1,557	1,616	1,722

◆居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由もしくは重度の知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人であって常時介護を要する人が対象となります。

自宅での入浴、排せつ、食事の介護などから外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

◆同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が対象となります。外出時において同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

◆行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難のある障がいのある人で常時介護を要する人が対象となります。

行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要なサービスを提供します。

◆重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

<整備方策>

- 利用者のニーズを把握しサービス量の充実に努めます。
- ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を奨励し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。また、人材確保・育成を図るため、関連機関と連携し取り組みを進めます。

②日中活動系サービス

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	49	49	50
	人日/月	980	980	1,000
うち、強度行動障がい者	人/月	10	10	10
うち、高次脳機能障がい者	人/月	1	1	1
うち、医療的ケアを必要とする人	人/月	3	3	4
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	3	3	3
	人日/月	20	20	20
就労移行支援	人/月	7	7	7
	人日/月	140	140	140
就労選択支援	人/月	-	1	1
就労継続支援（A型）	人/月	10	10	10
	人日/月	200	200	200
就労継続支援（B型）	人/月	95	97	99
	人日/月	1,630	1,660	1,695
就労定着支援事業	人/月	3	3	3
療養介護	人/月	8	8	8
短期入所（福祉型）	人/月	5	7	10
	人日/月	28	39	55
短期入所（医療型）	人/月	2	2	2
	人日/月	10	10	10
うち、強度行動障がい者	人/月	0	0	0
うち、高次脳機能障がい者	人/月	0	0	0
うち、医療的ケアを必要とする人	人/月	2	2	2

◆生活介護

常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合対象となります。

事業所において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを提供します。

◆自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人が対象となります。

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

◆自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人が対象となります。

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

◆就労移行支援

一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人が対象となります。

定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。

◆就労選択支援

就労を希望する人が、就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう、本人のニーズを把握し、就労に必要な能力の整理、社会資源などに関する情報提供、助言・指導を行います。また、計画相談支援事業所やハローワーク等の関係機関・雇用支援機関において、就労希望者に関する情報共有を行いつつ、就労に向けて支援します。

◆就労継続支援（A型）

一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人が対象となります。

一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。

◆就労継続支援（B型）

企業等や就労継続支援（雇成型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業（雇成型）の雇用に結びつかなかつた障がいのある人が対象となります。

雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。

◆就労定着支援事業

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている方が対象となります。

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

◆療養介護

医療を要する障がいのある人で常時介護を要する方が対象となります。

主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

◆短期入所

介護者が病気などの理由により、障がい者支援施設等（福祉型）や、病院・診療所・介護老人保健施設（医療型）へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴、排せつ、食事の介護、見守りなどのサービスを提供します。

<整備方策>

- 利用者のニーズを把握しサービス量の充実に努めます。
- 事業者の参入移行を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。
- 短期入所については、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。
- 医療的ケアが必要な方が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、必要な支援・サービスの充実に努めます。

③居住系サービス

③居住系サービス		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	44	46	51
	(定員)	46	46	51
うち、強度行動障がい者	人/月	4	4	4
うち、高次脳機能障がい者	人/月	1	1	1
うち、医療的ケアを必要とする人	人/月	0	0	0
施設入所支援	人/月	14	14	14
自立生活援助	人/月	1	1	1

◆共同生活援助

障がいのある人等に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

◆施設入所支援

生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等、障がい者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

◆自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人でひとり暮らしを希望する方等を対象としたサービスです。

本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

<整備方策>

- 利用者のニーズを把握しサービス量の充実を図ります。
- グループホームの整備が促進されるよう関係機関へ働きかけます。
- 重度の障がいがある人に対応したグループホームの整備に向けて、整備・運営において関係機関と協力して取り組みを進めます。
- 精神障がいのある人のグループホームの整備等について、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- 自立度の高い人については、グループホーム利用を1つのステップとして、自立生活援助の利用も含め、アパート等でひとり暮らしをするための支援を行います。
- 職員に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。
- 入所施設の利用を地域移行のためのステップとし、入所から地域移行の支援の流れをつくることで、施設入所の定員を増やすことなく対応していきます。
- 現在、町内に自立生活援助を実施している事業所はありません。施設入所やグループホーム、

病院からひとり暮らしをめざすための支援は、後の必須事業になります。

- 自立生活援助の期間終了後も、困ったときに相談できる仕組みや、ひとり暮らしを地域で見守る仕組みが必要となるため、居宅介護事業所や相談支援事業所等と連携し、ニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。

④相談支援

④相談支援		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人／年	980	990	1,000
	人／月	163	165	167
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

◆計画相談支援

障がいのある人の心身の状況や生活環境等を考慮し、サービス等利用計画作成案を作成し、支給決定後に、支給決定内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行うサービス利用支援や、サービス等利用計画が適切であるか一定期間ごとに検証し、その結果により見直しを行い、利用計画の変更等を行う継続サービス提供を行います。

◆地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院に入院等をしている方に対し、生活の場の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための同行支援等、地域生活に移行するための活動に関する相談等のサービスを提供します。

◆地域定着支援

居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等のサービスを提供します。

<整備方策>

- サービス提供体制の拡大と質の確保を保ちつつ、適正な利用計画の作成について相談支援事業者等との連携を図ります。
- 相談支援専門員の専門性の強化とケアマネジメント力の向上のための関係機関との連携を図ります。

(2) 障がい児支援

①障がい児通所支援

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	25	25	25
	人日/月	83	83	83
放課後等デイサービス	人/月	30	35	40
	人日/月	400	467	533
保育所等訪問支援	人/月	2	2	2
	人日/月	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

◆児童発達支援

障がい児通所施設等への通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。

◆放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

◆保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

◆居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

◆医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対して、児童発達支援・治療を行います。

<整備方策>

- ニーズの高いサービスであることから、関係機関やサービス提供事業者と連携して実施体制の確保・充実に努めます。
- 町内で医療的ケア児に対応できる放課後等デイサービスを実施するための部屋を確保します。

- 保育所等訪問支援では、園スタッフのスキルアップを図るとともに、障がいのある児童が保育所等を安定して利用できるよう、現状のサービスを継続します。
- 乳幼児期から就学や就労も見据え、支援者が連携し、「つながる支援」を実施できる体制等の整備に努めます。

②障がい児相談支援

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	36	36	36
	人/年	180	180	180
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

◆障がい児相談支援

障がいのある児童が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用するにあたって、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援等開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

◆医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うためにコーディネーターを設置します。

<整備方策>

- サービス提供体制の拡大と質の確保を保ちつつ、適正な利用計画の作成について相談支援事業者等との連携を図ります。
- 相談支援専門員の専門性の強化とケアマネジメント力の向上のための関係機関との連携を図ります。
- 対象となる児童の把握と協議の場の設置を進めるとともに、コーディネーターについては東近江福祉圏域で配置することも視野に入れて検討します。

(3) 発達障がいへの支援

◆ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした支援を行います。

◆ペアレントプログラム

保護者や養育者の認知を肯定的に修正することを目的とした支援を行います。

◆ペアレントメンター

発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対して相談を受けたり、情報提供を行ったりするための支援を行います。

◆ピアサポート活動

同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有し、悩み等を共有する場の提供を行います。

<取り組み方策>

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援について検討を進めます。
- ペアレントメンターの育成やピアサポート活動の場の整備等について検討を進めます。
- ニーズを把握する中で、県や他市町と連携し、本町の実情にあった取り組みについて、検討を進めます。

(4) 地域生活支援事業 必須事業

①理解促進・啓発事業

		事業概要		
理解促進・啓発事業		障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、障がいや障がいのある人等への理解を深め、共生社会の実現を図る事業です。		

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進・啓発事業	有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

		事業概要		
自発的活動支援事業		障がいのある人等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。		

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有無	無	無	無

③相談支援事業

	事業概要
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように支援します。

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	5	5	5
基幹相談支援センター	有無	検討	検討	検討
相談支援機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無

<整備方策>

- 地域で障がいのある人を支えるネットワークの構築に向けて、関係機関・団体、事業者等で構成する東近江地域障害児（者）サービス調整会議、日野町地域生活支援ネットワーク会議を充実し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域関係機関の連携等をさらに推進します。
- 令和3年度から整備した地域生活支援拠点における相談体制の充実を図ります。

④成年後見制度

	事業概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度は、判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人を見つけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図るサービスです。

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無

<整備方策>

- 相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、制度の対象となる人の適切な利用につなげます。
- 東近江福祉圏域等で圏域内での法人後見の実施や機能の充実、体制強化に向け検討を進めます。

⑤意思疎通支援事業

	事業概要
意思疎通支援事業	意思疎通支援事業は、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等による支援を行います。

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/月	4	4	4
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

<整備方策>

○利用者のニーズを把握し、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を継続して実施します。

⑥日常生活用具給付等事業

	事業概要
日常生活用具給付等事業	障がいのある人等の日常生活上の困難を改善、自立を支援し、社会参加の促進を図るための日常生活用具の給付事業を行います。

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	4	4	4
自立生活支援用具	件	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	40	40	40
排泄管理支援用具	件	700	700	700
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2

<整備方策>

○給付する用具は、国の基準に則して決定するものとし、単価は現行金額に準じ、必要に応じ実態に合わせて見直します。

○利用者のニーズを把握するとともに、事業者に対し広く情報提供を行う等、多様な事業者の参入促進を図ります。

⑦手話奉仕員養成研修事業

	事業概要
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した日常生活・社会生活のため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得した人を養成する研修事業を実施します。

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	3	3	3

<整備方策>

○利用者のニーズを把握する中で、有効な研修となるように検討し取り組みを進めます。

⑧移動支援事業

	事業概要
移動支援事業	障がいのある人等の地域での自立生活・社会参加を促すことなどを目的とし、社会生活上不可欠な外出・余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	50	50	50
	時間/年	650	650	650

<整備方策>

○単価等については、現行の制度を基本としつつ、必要に応じて実態に合わせた見直しを行うこととします。

○利用者のニーズを把握するとともに、事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。

⑨地域活動支援センター

	事業概要
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供等により、障がいのある人等の地域生活を支援する取り組みを進めます。

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	か所	2	2	2

<整備方策>

- 利用者のニーズを把握するとともに、事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。

(5) 地域生活支援事業 任意事業

①日常生活支援

	事業概要
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がいのある人を対象に、居宅に訪問し移動入浴車による入浴の機会を提供する事業です。
日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労を応援したり、障がいのある人を日常的に介護している家族が一時的に休息したりできるように、日中における活動の場を確保する事業です。
巡回支援専門員整備	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援などとの連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図ります。

		見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/月	5	5	5
日中一時支援事業	人/月	2	4	6
巡回支援専門員整備	有無	無	無	無

<整備方策>

- 利用者のニーズを把握するとともに、事業者に対し広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。

②社会参加支援

	事業概要
レクリエーション活動等支援	障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、手をつなぐ育成会や各種団体と連携した支援を実施します。 (1)進学や就労後に、当事者や保護者が集える機会を設けます。 (2)地域の福祉施設やボランティア団体と連携した事業を実施します。 (3)不登校や引きこもってしまった方が、自宅以外で安心して過ごせる居場所をつくります。
点字・声の広報等発行	視覚障がいのある方へ、点訳、音声訳等により、町の広報などの必要度が高い情報を提供します。

			見込み値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション活動等支援	①進学や就労後に、当事者や保護者が集える機会	有無	有	有	有
	②地域の福祉施設やボランティア団体と連携した事業	有無	有	有	有
	③不登校や引きこもってしまった方が、自宅以外で安心して過ごせる居場所	有無	有	有	有
点字・声の広報等発行		有無	有	有	有

<整備方策>

○障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、手をつなぐ育成会や各種団体と連携した支援を実施します。

第6章 サービスの円滑な提供のための取り組み

1. 相談支援ネットワークの推進

地域における相談支援のネットワークの核として「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」および「日野町地域生活支援ネットワーク会議」の充実を図り、障がい福祉サービス提供事業所をはじめ、教育、労働、保健・医療、ボランティア団体、権利擁護機関など多様な社会資源のネットワーク化を図り、それぞれの専門的な立場から障がいのある人の生活全般を支援できる体制づくりを推進します。

また、障がいのある人の視点に立った相談支援事業の運営評価や地域生活に資する支援人材の育成、また新たな社会資源の開発や障がい者施策への反映等の取り組みを推進します。

2. ケアマネジメントの仕組みづくり

(1) 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族の様々な相談、ニーズに一元的、迅速に対応するため、相談窓口の充実を図り、包括的な相談体制の整備に向けた検討を進めます。

また、複合的なニーズが発生した場合にも対応できるよう相談支援・ケア体制の充実に取り組みます。

(2) ケアマネジメント従事者の確保・育成

障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、ケアマネジメントに従事する人材の確保・育成を図ります。

(3) 関係機関・団体が連携したケア機能の強化

障がいのある人が身近な地域で気軽に相談ができるよう、地域の関係団体・機関が連携した相談支援およびケア機能の強化を図ります。

3. サービスの質向上に向けた取り組み

(1) サービス提供事業者に対する指導・監督

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の各サービスを提供する事業者に対しては、町に指定・指導権限があることから、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう調査や監査などを必要に応じ実施し、サービスの質の向上を図ります。

(2) サービス管理責任者の資質の向上

障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）を実施するサービス提供事業者は「サービス管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、事業者（サービス管理責任者）は、滋賀県が実施する養成研修を受講する必要があるため、研修受講に向けた必要な支援を図ります。

(3) 障害支援区分に関する認定審査の質の確保

障害支援区分認定の適正な実施のため、認定調査の際に対象者の普段の状態を把握している家族等から聞き取りを十分行い、認定審査会の会議で正確な情報提供に努めます。

(4) 適切なサービス利用計画の作成

障がいのある人一人ひとりに適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業者が行う相談支援事業の充実に努めます。

(5) 福祉サービスに対する評価の実施への働きかけ

障がい福祉サービス提供事業者にサービス自己評価の実施を働きかけることにより、自ら提供するサービスの質を高め、障がいのある人に良質かつ適正なサービスを提供し、また利用者が適切にサービスを選択できるよう取り組みます。

4. 利用者の権利擁護

(1) 福祉サービス利用者の苦情解決のための対応の周知

福祉サービスの利用に際して、障がいのある人が不利益な扱いを受けた場合の苦情相談の仕組みを整備し、安心してサービスが利用できるよう努めます。

(2) 福祉サービスの利用支援の推進

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知を図り、判断能力に不安のある知的障がいのある人や精神障がいのある人等が財産管理や在宅サービスの利用などで自分に不利な契約を結ぶことがないよう支援します。

(3) 障がいのある人に対する虐待等の防止に向けた取り組み

障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深め、障がいのある人に対する暴力や虐待行為を予防するため、引き続き人権尊重の視点に立って啓発を推進するとともに、日野町地域生活支援ネットワークや東近江地域障害児（者）サービス調整会議など地域の関係者のネットワークを通じて、障がいのある人への虐待の早期発見・早期対策のための知識の普及・啓発、地域での相談支援体制の整備を図ります。

(4) 障がいのある人の災害対策

災害時には、行政機関の救助（公助）がすべての方に行き届かないことが想定されているため、地域の中で避難行動をとることが困難な災害時要支援者の把握に努め、災害時には地域等で助け合う仕組み（共助）が十分に機能するよう、継続して支援を行います。

また、地域防災計画に基づき、防災や災害対策を進めるとともに、医療的ケアが必要な方、行動障がいのある方、コミュニケーション障がいのある方については、地域の指定避難所を利用することが困難な方がおられるため、避難所の環境や必要となる備蓄品等も含め、福祉避難所のあり方を再検討します。

(5) 感染症への対策

感染症が流行した場合でも、障がいのある人が地域で安心して生活を続けていただけるよう、滋賀県や障がい福祉事業所等と連携し適切な対応に努めます。

マスク等の衛生用品の備蓄に努め、施設内での感染リスクを下げるため、必要に応じて障がい福祉事業所等へ提供します。

家族等が感染で入院等をされ、在宅生活が困難になった障がいのある人に対し、適切な支援が提供できる仕組みを東近江福祉圏域で構築します。

あわせて、感覚過敏等によりマスクを付けられない人がいることについても周知し、差別等に繋がらないよう支援します。

(6) その他

ヘルプマーク、ヘルプカードの普及と活用に努めます。

個別ケースにおいて、重層的支援が必要な場合、関係機関と連携して支援します。

第7章 計画の推進体制

1. 進行管理体制の確立

本計画は、上位計画である日野町障がい者計画と一体的に推進し、関係部局、関係機関・団体、障がい当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行う場を設け、本計画の円滑な推進に努めます。

2. 計画の点検・評価の方策

各目標値、サービスの見込量について、必要に応じてその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、本計画の分析・評価を行い、必要があると認められる場合は、本計画の変更や事業の見直し等を行います。

本計画について「PDCA（Plan：計画、Do：実施・運用、Check：点検、Action：見直し）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

3. 近隣市町等と連携した取り組みの推進

障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等多くの地域関係団体の協力・連携のもと、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

計画の見込み数値や事業所の指定等については、滋賀県と必要な調整を図り、本計画が円滑に進むよう取り組みます。

また、本計画の策定を通じて、国が示した目標を実現していくためには、福祉施設から一般就労への橋渡しや福祉施設に対する就労継続支援の雇用型への誘導方策等、抜本的な就労支援施策の構築・具体化をはじめ、訪問系サービスの実績に応じた国庫負担の仕組みに改めることや、利用者や事業者の実情を踏まえて日中系・居住系サービスの基準・報酬などを設定していくこと、さらには障がいのある人のサービス利用が抑制されることのないよう適切な方策を講じることなど、数多くの課題が山積しています。

このような障がい者福祉施策の充実や制度の見直し等について、近隣市町や滋賀県と協力・連携し、積極的に国に対し提言や要望を行っていきます。

資料編

1. 日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会の経緯

日程等		内容
第1回	令和5年 3月23日	<ul style="list-style-type: none">●委員長・副委員長の選出●第3期日野町障がい者計画・第7期日野町障がい福祉計画・第3期日野町障がい児福祉計画の策定について●計画策定のスケジュール●実態調査（アンケート調査）の報告
第2回	令和5年 10月10日	<ul style="list-style-type: none">●計画骨子案の検討 (1)第3期日野町障がい者計画 (2)第7期日野町障がい福祉計画・第3期日野町障がい児福祉計画
第3回	令和6年 1月22日	<ul style="list-style-type: none">●実態調査（アンケート調査）と全国調査との比較について●計画素案の検討 (1)第3期日野町障がい者計画 (2)第7期日野町障がい福祉計画・第3期日野町障がい児福祉計画

2. 日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会運営規則

平成 26 年 3 月 28 日

規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日野町附属機関設置条例（平成 26 年日野町条例第 1 号。以下「条例」という。）に定める日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 委員会の担当事務は、条例別表第 1 の日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会の項担当事務の欄に定めるとおりとする。

(委員の定数)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、条例別表第 1 の日野町障害福祉策定委員会の項委員の定数の欄に定めるとおりとする。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する識見を有する者
- (2) 障害福祉関係団体を代表する者
- (3) 障害のある者およびその家族
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長および副委員長ともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第 8 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第 9 条 委員会は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第11条 条例第4条の規定により、委員会に分科会を置き、条例別表第1の日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会の項担任事務の欄に掲げる事務を所掌させることができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(会議の召集の特例)

2 この規則による最初の会議および委員の任期満了後における最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

付 則 (平成29年3月28日規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年9月26日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

3. 日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会名簿

(順不同・敬称略)

委員名	区分等	備考
望主 昭久	社会福祉法人日野町社会福祉協議会	副委員長
福田 理恵	居宅介護支援サービスひだまり	
酒井 了治	社会福祉法人わたむきの里福祉会	委員長
新宅 勇	支援センターこもれ陽	
野々村 光子	東近江圏域 働き・暮らし応援センター“Tekito-” 支援センター太陽	
青山 茜	社会福祉法人わたむきの里福祉会 (グループホーム)	
町田 勉	日野町民生委員児童委員協議会	
松本 建司	日野町身体障害者更生会	
山田 恭子	日野町手をつなぐ育成会	
川瀬 芳敬	わたむきの里家族会	
東 聡	滋賀県立八日市養護学校	令和5年3月31日まで
岩谷 昌浩	滋賀県立八日市養護学校	令和5年4月1日から
岩脇 俊博	日野町教育委員会事務局	令和5年3月31日まで
山中 博嗣	日野町教育委員会事務局	令和5年4月1日から
事務局	日野町福祉保健課	

第7期日野町障がい福祉計画・第3期日野町障がい児福祉計画

発行：令和6年3月

編集：日野町

〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

電話：0748-52-6573（直通）

ファックス：0748-52-6503（代表）

e-mail：fukushi@town.shiga-hino.lg.jp
